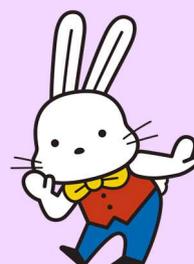


第1章 基本的な考え方



計画策定の趣旨と概要

第1章

(1) これまでの「男女共同参画ふくしまプラン」の取組み

本市では、平成13年に期間を10年間とする第1次「男女共同参画ふくしまプラン」(H13~H22)を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて『1.男女の人権の尊重 2.男女が暮らしやすい社会システムの構築 3.労働の分野における男女共同参画』を目標として取組みを進めてまいりました。

平成14年12月には「福島市男女共同参画推進条例」を制定し、平成15年7月には、男女共同参画を進める拠点施設として「福島市男女共同参画センター」を設置し、市民や各団体の皆様とともに意識啓発・各種事業を行ってまいりました。

しかし、人々の意識や社会慣習の中には、まだまだ固定的な性別役割分担意識(※1)が残り、様々な分野において男女共同参画が進んでいない状況でした。このため、第1次の計画期間の終了に伴い、社会情勢の変化や市民意識調査をもとに次期計画の策定を進めました。

平成23年に第2次「男女共同参画ふくしまプラン」(H23~R2)として『1.男女共同参画の意識づくり 2.男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり 3.男女の人権を尊重する社会づくり』を基本目標として新たに策定いたしました。

この計画期間に、東日本大震災が発生し、復興・防災分野での女性の参画がますます重要となり、また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下、「女性活躍推進法」という。)が施行されました。このため、復興・防災における女性の参画を取り入れ、計画の一部を女性活躍推進法の市町村計画に位置付けるなどの改訂を平成28年に行い、男性への啓発・理解を図るための事業を実施するなど、更なる女性活躍推進のための事業を進めました。

この改訂(H28)以降、女性参画・活躍の機運は高まりを見せてはいますが、指導的地位に占める女性の割合や、政策・方針決定の場への女性の参画は依然として低く、固定的な性別役割分担意識もいまだ残る状況にあります。

(※1)固定的な性別役割分担意識

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」というように、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考えのこと。

(2) 計画策定の趣旨

少子高齢化が進み、健康寿命がのび、人生100年時代にあって、性別や年齢を問わず、誰もがその個性と能力を発揮できる、女性にとっても男性にとっても安心して暮らしやすい男女共同参画のまち「ふくしま」の実現のためには、男女間の不平等を解消して、男女が互いの人権を尊重し、共に自己の能力を発揮しながら仕事や家庭生活、地域活動を行うなど、持続可能な活力ある豊かな生活を次世代に引き継いでいく必要があります。

令和3年からの第3次「男女共同参画ふくしまプラン」は、女性活躍推進法の改正、働き方改革関連法の施行、女性に対する暴力への問題意識や多様性への理解の高まり、SDGs(※1)推進などの社会の変化や、令和元年度に実施した市民意識調査の結果などを踏まえ策定を行い、誰もがその個性と能力を発揮でき、安心して暮らしやすい男女共同参画のまち「ふくしま」を目指してまいります。

また、計画期間に、国、県をはじめ社会情勢等の変化に適切に対応し、施策を効果的に進めるため、必要に応じて計画の見直しを行います。

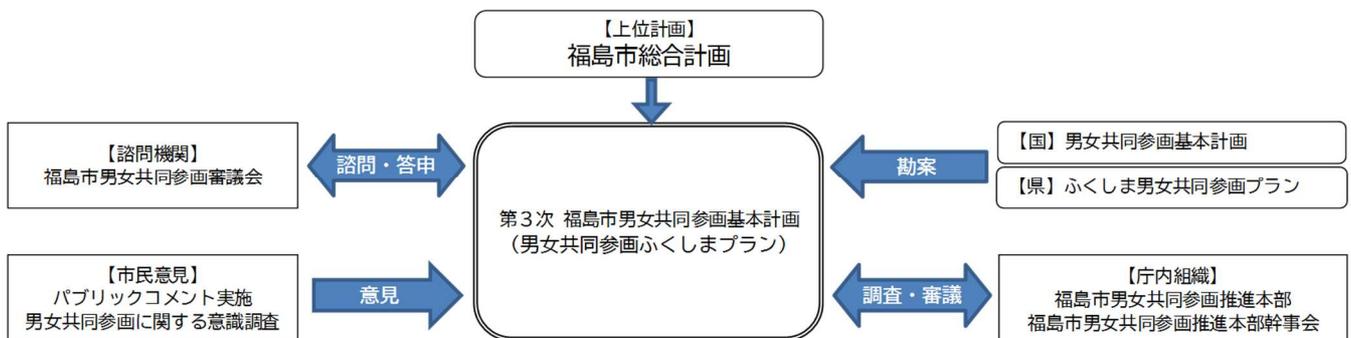
(3) 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

(4) 計画の位置付け

この計画は、男女共同参画社会基本法及び福島市男女共同参画推進条例における本市の計画と位置付け、福島市総合計画と整合性を図り策定したものです。

また、この計画の一部を「女性活躍推進法に基づく推進計画」と「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下、「DV(※2)防止法」という。)に基づく基本計画」と位置付けるものです。



(※1)SDGs

SDGs(持続可能な開発目標)は、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際社会共通の目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものとして日本も積極的に取り組んでいます。

(※2)DV(Domestic Violence ドメスティック・バイオレンスの略)

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。

(5) 計画の構成

この計画は、全4章で構成しており、全体に係る重要な視点として、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際社会の共通目標であるSDGs 17項目のうち、特に関係性がある「目標5 ジェンダー平等」に掲げられている9のターゲットを踏まえたものとしています。

第1章 「基本的な考え方」では、この計画の策定の趣旨と概要、構成について示しています。

第2章 「施策の体系(体系表)」では、取り組むべき4の基本目標と10の施策の方向性、21の基本的施策を設定しています。

次の6の施策の方向性を重点事項として取り組みます。

- ①基本目標Ⅱ 施策の方向性1 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進
- ②基本目標Ⅱ 施策の方向性3 復興・防災における男女共同参画の促進
- ③基本目標Ⅲ 施策の方向性1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
- ④基本目標Ⅲ 施策の方向性2 雇用の場における男女共同参画の推進
- ⑤基本目標Ⅳ 施策の方向性1 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶
- ⑥基本目標Ⅳ 施策の方向性3 多様性尊重の推進

第3章 「目標と施策」では、「施策の体系」に基づき、施策の方向性ごとにそれぞれの具体的な取組事業を示しています。

なお、基本目標Ⅲ「女性活躍の推進」を女性活躍推進法の市町村推進計画、基本目標Ⅳ「人権が尊重され誰もが安心して暮らせる社会づくり」中、施策の方向性1「配偶者等からのあらゆる暴力の根絶」をDV防止法の市町村基本計画と位置付けています。

第4章 「計画の推進」では、この計画を総合的かつ計画的に推進するための体制や手法について示しています。

